みなさんと市議会

傍　　聴

本会議

本会議は原則として公開されており、だれでも傍聴することができます。また、身体の不自由な方のための専用傍聴席もあります。ただし、傍聴席が満席の場合は入場を制限することがありますので、ご協力をお願いします。なお、団体(20名以上)で傍聴される場合は、団体の名称、人数、代表者の氏名・連絡先を、議会事務局(別館5階／電話番号089-948-6646）まで事前にご連絡ください。

◆受付時間　本会議開会当日の午前9時30分から（本会議開会時間内はいつでも入退席できます。）

◆受付場所　傍聴席入口（別館6階）

委員会

委員会（常任・特別委員会）の傍聴を希望される方は、委員会開会当日、下記の受付時間内に、議会事務局でお渡しする「委員会傍聴申出書」を提出してください。なお、同受付時間内であれば、電話（089-948-6646）での事前予約もできます。委員会の傍聴人の定員は10人で、先着順となっています。

ただし、電話での事前予約及び「委員会傍聴申出書」の提出は、本人のみで、代理は認められません。

また、受付開始時刻に、議会事務局窓口に来庁した傍聴希望者が定員を超えている場合は、抽選により決定します。その場合、電話による傍聴の予約は受け付けておりません。

◆受付時間　委員会の開会予定時刻の１時間前から開会まで

◆受付場所　議会事務局（別館5階）

市議会の広報

松山市議会では、市議会への理解を深め、市政に対する関心を高めてもらうために様々な広報活動を行い、市民に親しまれる開かれた議会の実現を目指しています。

▼市議会HP

松山市議会ホームページ

市議会の仕組みや活動状況のほか、議案等議員別表決結果や議員の紹介等も掲載しています。

まつやま市議会だより

市議会の審議の様子や結果を掲載した「まつやま市議会だより」を定例会ごとに発行しています。また、点字版や録音CD「声の市議会だより」も発行しています。

市議会施設の見学

市議会施設見学のご案内を行っています。議場や委員会室をご覧いただけます。

◆見学時間　平日：午前8時30分から午後5時まで（ただし、会期中および市の休日を除きます。）

議会のライブ中継など

本会議や委員会の様子をご覧いただけます。
詳細は右の二次元コードからご確認ください。

▼本会議

▼委員会

請願・陳情

市民の要望や意見を国・県や市に伝える一つの方法として、請願や陳情があります。市民のみなさんが市の仕事について、いろいろ要望があるときは請願書や陳情書として提出してください。だれにでもその権利が認められています。なお、提出方法については、松山市議会ホームページをご覧ください。

会議録の閲覧

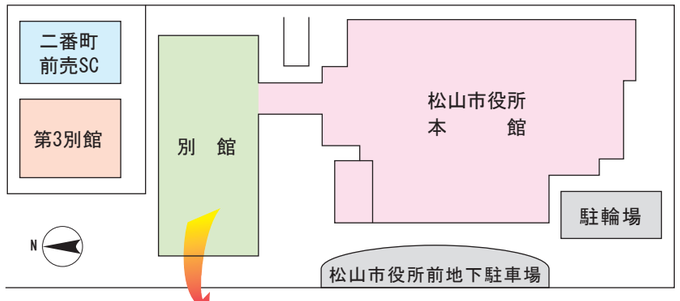
本会議での議員の質問や市長等の答弁の内容を記録した会議録を作成しています。会議録は、議会図書室（別館6階）、中央図書館、市民閲覧コーナー（本館1階）で閲覧することができます。また、松山市議会ホームページにも掲載しています。

松山市議会事務局議事調査課

〒790-8571　松山市二番町四丁目７番地２
TEL 089-948-6652　FAX 089-921-1110
E-mail : gikai@city.matsuyama.ehime.jp

2026年8月現在





市議会へのご案内

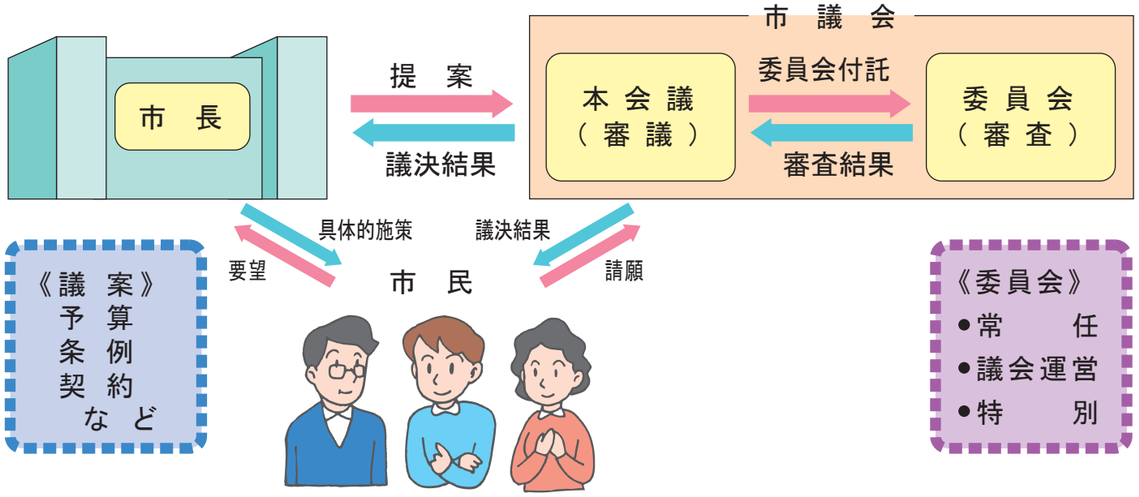
6 階	第1～第6委員会室　議会図書室　記者席　傍聴席	
5 階	議長室　副議長室　正・副議長応接室　議員控室　議場　議会事務局	本館への連絡通路
4 階	議会応接室　議員控室	本館への連絡通路

市議会定例会は3・6・9・12月に開かれます

市議会とは

市民は、市の行っている施策に対していろいろ要望を持っていますが、市議会は、これら市民の要望を市政に反映させるため、予算、条例などの議案をはじめ、請願等についてきめ細かく審議し、どう処理するかを決定します。

そして、市長は、市議会の決定に従って具体的に仕事を進めることになります。このような働きから、市議会を**議決機関**、市長を**執行機関**と呼び、両者は互いにけん制しながら均衡を保ちつつ、ともに本市の発展のために活動しています。



市議会のしくみ

議　員

議員は、みなさんの選挙によって選ばれ、その任期は**4年**となっており、定数は、条例で定めることとされています。現在の定数は、財政状況や議会の実態等に応じて**41人**となっています。

議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。**議長**は、市議会の代表であり、市議会の運営を秩序正しく進めたり、市議会の事務を処理します。**副議長**は、議長に病気など事故があるとき議長の職務を務めます。

会　派

市政について同じ考えや意見を持っている議員が集まってグループをつくっています。松山市議会 では、3名以上のグループを会派といい、3名未満は無会派といいます。

本会議

本会議は議案などを審議し、市議会としての最終的な意思を決定します。本会議には、年4回（原則として3・6・9・12月）開かれる**定例会**と、必要に応じて開かれる**臨時会**があります。市議会の招集は、市長がしますが、臨時会については、必要に応じて議長が招集することもできます。

委員会

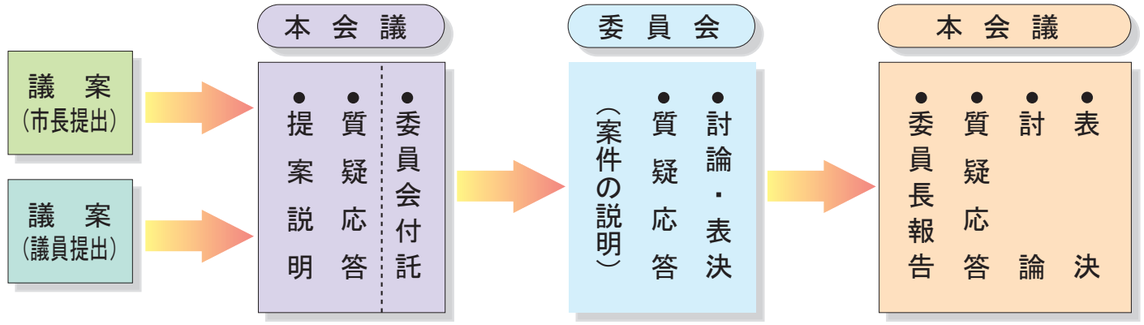
議案・請願などをいくつかの部門に分けて専門的・能率的に審査するため、委員会を設置しています。

委員会には、常に設置されている**常任委員会**と、必要がある場合に市議会の議決により設置される**特別委員会**があります。なお、本市議会には、5つの常任委員会が設置されており、委員の任期は2年、定数は8～9人となっています。

また、市議会の円滑な運営を図るため、**議会運営委員会**を設置しています。

市議会の運営

議案が議決されるまで



市議会で審議する案件を議案といい、これを提出できるのは、市長と議員です。なお、議員が議案を提出するには、議員定数の12分の1（4人）以上の賛成者が必要です。

提出された議案は、まず、本会議で提出者から提案説明を受け、質疑応答の後、よりきめ細かく審議するため、原則として関係の委員会に付託します。

委員会の審査が終わった議案は、委員長からその結果を議長に報告して、本会議で最終的な議決を行います。

市議会の権限

市議会には、松山市の意思を決定する機関として、いろいろな権限が与えられています。その主なものとして、次のようなものがあります。

議決権

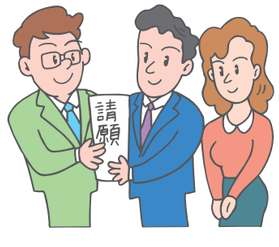
条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定、重要な契約の締結など、市政の重要な事項について議決する権限をいいます。

選挙権

議長、副議長、選挙管理委員会委員などを選挙する権限をいいます。

同意権

副市長、監査委員、教育委員会委員、公平委員会委員などの選任について、同意を与える権限をいいます。



検査および監査請求権

市議会が市の行政を監視する一つの方法で、市の事務が議決どおり執行されているかどうか検査したり、監査委員に監査の請求をしたりする権限をいいます。

調査権

市議会が市の事務に関する調査を行う権限をいいます。

意見書提出権

市議会が市の公益に関する事柄について、国などの関係機関に対し意見書を提出する権限をいいます。

請願受理権

市民の要望や意見を市の行政に反映させるため、市民から提出された請願書を受け付け、審議し処理する権限をいいます。